

様式第6号 特許出願等報告（第20条関係）

番 号
平成 年 月 日

（公設試験研究機関等の所管部局長）様

公設試験研究機関等の長

特許出願等について（報告）

次の発明（考案、意匠）について、別添のとおり出願しましたので、秋田県職務発明に関する要綱第20条第1項の規定に基づき報告します。

○発明（考案、意匠）の名称

（注）出願書類の写しを添付すること。

様式第7号 特許の出願審査請求報告（第20条関係）

番 号
平成 年 月 日

(公設試験研究機関等の所管部局長) 様

公設試験研究機関等の長

特許の出願審査請求について（報告）

次の発明について、別添のとおり出願審査の請求をしましたので、秋田県職務発明に関する要綱第20条第2項の規定に基づき報告します。

○発明の名称

(注) 出願審査請求書類の写しを添付すること。

様式第8号 特許出願（意匠登録出願）の補正等報告（第20条関係）

番 号
平成 年 月 日

(公設試験研究機関等の所管部局長) 様

公設試験研究機関等の長

特許出願（意匠登録出願）の意見書（補正書）について（報告）

次の発明（意匠）について、別添のとおり拒絶理由通知への意見書（補正書）を提出しましたので、秋田県職務発明に関する要綱第20条第3項の規定に基づき報告します。

○発明（意匠）の名称

(注) 拒絶理由通知書及び意見書（補正書）の写しを添付すること。

様式第9号 特許権等の拒絶査定等の報告（第20条関係）

番 号
平成 年 月 日

(公設試験研究機関等の所管部局長) 様

公設試験研究機関等の長

拒絶査定等について（報告）

次の発明（実用新案、意匠）について、別添のとおり拒絶査定が確定（拒絶査定不服審判請求、拒絶査定不服審判の審決書を受領）しましたので、秋田県職務発明に関する要綱第20条第4項の規定に基づき報告します。

○発明（考案、意匠）の名称

(注) 拒絶査定（拒絶査定不服審判請求書、拒絶査定不服審判審決書）の写しを添付すること。

様式第10号 特許権等の設定登録の報告（第20条関係）

番 号
平成 年 月 日

(公設試験研究機関等の所管部局長) 様

公設試験研究機関等の長

特許権等の設定登録について（報告）

次の発明（実用新案、意匠）について、別添のとおり設定登録されましたので、秋田県職務発明に関する要綱第20条第5項の規定に基づき報告します。

○発明（考案、意匠）の名称

(注) 特許権等の公報の写しを添付すること。